

## 風車公園多目的広場の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民のレクリエーション活動の場として風車公園の多目的広場（以下「広場」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の範囲)

第2条 広場を利用できる者は、一般利用者と市内在住又は在勤者、在学者により10人以上で構成する団体（以下「団体」という。）で登録したものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

### (団体の登録)

第3条 前条に定める団体の登録を受けようとする者は、風車公園多目的広場利用団体登録申込書（第1号様式）に会員名簿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申し込みについて適当と認めるときは、風車公園多目的広場利用団体登録決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、交付した日から2年とする。

### (利用申込み及び利用)

第4条 広場を利用しようとする団体は、利用月の2月前から1月前までの間風車公園多目的広場利用申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない

2 市長は、前項の利用を許可するときは、風車公園多目的広場利用許可書（第4号様式）を交付する。

3 第1項の申込みは、3時間を1単位とする。

4 第1項の利用の決定は、複数の場合は抽選とする。

### (休場日等)

第5条 広場の休場日は、施設管理として毎週火曜日と1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までと施設管理者が維持管理上必要な日とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず必要と認めるときは、休場日に利用させることができる。

### (利用の優先)

第6条 市、自治会の利用及び市が後援などをする事業の場合、市長は、利用月の6月前から2月前までに利用申込みを受け付け、先着順に利用許可することが出来る。

### (団体の利用日及び利用時間)

第7条 広場の団体利用日は、月曜日及び水曜日から土曜日とし、祝日を除く。

2 団体の利用時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、4月から8月の期間は午後6時までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず必要と認めるときは、利用日及び利用時間を変更できるものとする。

(利用許可の取消し)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、利用許可の変更、取消し、又は利用を停止させることができる。

(1) 公用に供する必要が生じたとき。

(2) 利用者が利用許可の条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) 利用の権利を他の団体に譲渡したとき。

(4) その他施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用の禁止)

第9条 防球ネットを越えるようなスポーツや動物の場内への入場は禁止する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか広場の開放に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(綾瀬市北部多目的広場の開放に関する要綱の廃止)

2 綾瀬市北部多目的広場の開放に関する要綱は、廃止する。

3 この要綱の施行の際平成18年7月及び8月の利用申込みについては、風車公園多目的広場の利用に関する要綱第4条及び第6条の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

（表）

## 風車公園多目的広場利用団体登録申込書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

電話

次のとおり申込みします。

新規継続の別	新規登録 ・ 継続登録（前登録番号）		
スポーツ等の種類			
団体名			
代表者			
利用責任者	氏名		
	住所		
	電話		
	E-mail		
	F A X		
登録年月日	年 月 日	登録番号	

太枠内のみ記入してください。

上記のことについて、承認してよいでしょうか。

決裁欄	担当者	公印	受付	・	・
			起案	・	・
			決裁	・	・
		・	交付	・	・



第2号様式（第3条関係）

## 風車公園多目的広場利用団体登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり登録を決定したので通知します。

登録番号	
スポーツ等の種類	
団体名	
代表者	
利用責任者	
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで

第3号様式（第4条関係）

風車公園多目的広場利用申込書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住所

氏名

電話

次のとおり利用申込みします。

利用場所	風車公園多目的広場						
利用の目的							
利用団体名						登録番号	
利用人数	人						
利用日・ 時間・ 面積	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
	年	月	日( )	1・2・3	全面	半面	可・不可
1. 9:00～12:00 該当する時間の番号に をして 2. 12:00～15:00 ください。 3. 15:00～18:00							
上記の申込について決定してよいでしょうか					受付	. .	
決裁欄			担当者	公印	起案	. .	
					決裁	. .	
					処理	. .	

第4号様式（第4条関係）

風車公園多目的広場利用許可書

年 月 日						
様						
綾瀬市長						
印						
次のとおり許可します。						
利用団体名				登録番号		
利用の目的						
利用人数	人					
利用日・ 許可時間・ 面積	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	年 月 日 ( )	1・2・3	全面	半面		
	1 . 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 2 . 1 2 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 3 . 1 5 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0					
備 考						

